

利用日の変更に関わる規定の改訂のお知らせ

現在、利用日の変更については、①変更回数、②変更期日の制限を設けておりませんが、平成 28 年 6 月 1 日より以下の通り、規定を変更いたしますので、ご確認の上、申請いただきますようお願い申し上げます。

①変更可能回数は 1 回のみ

②利用日の 1 週間前（前週の同曜日）までに変更申請書を提出する

度重なる変更や利用日直前の変更により、本当に使いたい方の利用を妨げてしまう事象がみられるようになってきたため、今回の対応を導入することとなりました。

上記①、②の両条件を満たした場合のみ、料金を繰り越した変更をお受けします。

①②いずれかを満たさない、また①②両条件とも満たさない場合には取消しとなり、納入済み料金の返金はありません。なお利用日までの期間が 1 週間に満たない申請については変更を受けられませんので、ご注意ください。

なお、利用日 30 日前までに取り消した場合のみ、半額の返金が可能となります。